

9/18 木 晴

文科省、統一協会に過料

質問権「回答拒否」地裁に通知

文部科学省は7日、
統一協会（世界平和統
一家庭連合）が質問権
に対し100項目以上
回答しなかったとして、
協会に行政罰の過
料を科すよう東京地裁
に通知書を送りしまし
た。協会は反発してお
り、争つた針。地裁は
非公開で審理し、妥当
と判断すれば協会代表
に10万円以下の過料を
決定します。

統一協会は8日記
者会見を開く予定。

解散命令請求
速やかに行え

被質対策弁護団

統一協会（世界平和
一家庭連合）の代表
役員に過料を科すよう
文部科学省が東京地裁
に通知する方針を6日
に決めたことを受け、
協会側が100項目以
上の回答を拒否したこ
とを受けて決まった経
緯があります。

やかな解散命令請求を
行うべきとする村越進
団長の談話を発表しま
した。

過料の方針は、宗教
法人法に基づく文部科学
省の質問権行使に対して
協会側が100項目以
上の回答を拒否したこと
に対する方針を6日
に決めたことを受け、
統一協会は「解散請求の一
般」としています。
統一協会は「過料の不誠実な
根拠となり得る」とし
て「過料の通知のみな
らず、速やかに解散請
求を」と訴え、裁判所

が解散命令を出さなければ
「これからも被書
が増えて続けることは明
らか」だと指摘してい
ます。

統一協会に対し、過
料が通知された意味を
真摯（しんし）に受け
止め、自らが生み出し
た被書を認め、被書者
に誠実に対応する」と
求めています。

村越団長は、協会側